川崎市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例を次のとおり制 定する。

令和2年 2 月17日提出 川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例 川崎市特定非営利活動促進法施行条例(平成23年川崎市条例第34号)の 一部を次のように改正する。

第17条の見出しを「(情報通信技術活用法の適用)」に改め、同条第1項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術利用法」を「情報通信技術利用法」を「情報通信技術活用法」に、「第3条第1項」を「第6条第1項」に、「使用して行わせる」を「使用する方法により行う」に、「第2条第6号」を「第3条第8号」に改め、同条第2項中「により、」の次に「規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第17条第2項の改正規定は、 令和2年4月1日から施行する。

参考資料

制定要旨

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、 所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。